

2007年9月14日

法務省民事局参事官室 御中

「保険法の見直しに関する中間試案」に対する意見

日本生活協同組合連合会

広く社会に定着している保険契約について、そのルールを現代社会に合った適切なものにするために、法制審議会保険法部会において、「保険法の見直しに関する中間試案」（以下、「試案」という。）をまとめられたことに敬意を表します。

日本生協連は、食品の安全確保・消費者の権利確立などの取り組みをすすめている日本最大の消費者組織として、また組合員のくらしの安心を保障する共済事業者の立場（注）から、8月14日から開始された意見募集について、以下の意見を提出します。

〈 意 見 〉

1. 保険法の見直しについて

日本生協連は、法制審議会が保険部会に諮問した「広く社会に定着している保険契約について、保険者、保険契約者間におけるルールを現代社会に合った適切なものとする」ことを目的として、見直しポイントの「第一 規律の内容の現代化について」、および「第二 現代語化その他の改正について」の視点で見直しを進めていくことは、必要な措置であると考えます。

（理由）

現在の保険契約に関する規定は、商法制定以来100年近くも実質的な改正がされないまま現在に至っています。保険が広く国民生活のなかに普及している一方で、保険者と保険契約者側の情報力や理解力に差があること、保険契約の内容や保険約款の規定が消費者に分かりづらく保険契約上のトラブルが絶えないこと、電話・インターネット等の非対面による新たな保険販売が広がっていること、などの今日の状態に対応し、保険契約者の保護ならびに保険の健全性の維持という視点で保険契約の内容やルールのあり方について見直しを行うことは、必要な措置であると考えます。

2. 保険法の適用範囲について

（1）保険・共済の定義について

試案では、「契約として実質的にこれら（保険）と同様のもの（共済等）も、適用範囲に含める」としています。また、「保険法の適用の対象となる「保険」の意義については、……これを法文上規定することの可否を含め、なお検討する」としています。

保険法の見直しにあたり、その適用範囲に「共済」を含めるのであれば、保険と共済に関する「定義規定」を設定すること、ならびに協同組合が行う共済の組織・運営上の特質や制度理念を踏まえた「契約に関する法律名」とすることが重要であり必要と考えます。

（理由）

協同組合が行う共済（農業協同組合法、消費生活協同組合法および水産業協同組合法に基づく共済）には、商法の規定の適用はありません。協同組合が行う共済は、2006年度には契

約者数が約 6,700 万人（日本共済協会の統計調査）に達しており、民間保険とともに社会保障の補完的な役割を果たし国民生活に寄与している存在となっています。今回の保険法の見直しにあたり、「共済」をその適用対象とすることになった背景には、協同組合が行う共済が一定の社会的規模となり社会的役割を持っていることがあると理解します。

保険と共済とは、制度の理念や歴史的な沿革をはじめ、監督法や組織法が異なっていることから、保険と同じ法律の下に適用対象とする場合には、まず保険と共済に関する「定義規定」を設定することが必要です。その点を曖昧にすることは、協同組合が行う共済の「相互扶助」としての特質と社会的役割を軽視したり、共済に対する消費者の理解を曖昧にしたりすることになる恐れがあります。

「保険法の見直しに関する中間試案の補足説明」（以下、「補足説明」という。）では、「これ（保険法での保険の意義）と保険業法等の監督法上の「保険」の意義とは、その法律の目的を異にする以上、必ずしも一致しなければならないものではないと考えられる」としています。しかし、2005 年（平成 17 年）に改正された保険業法においては、保険と共済の定義を明確にしないまま、従来は適用対象とされていなかった「特定の者を相手方として保険の引受けを行う」共済も保険業法の適用対象とされるようになりました。

「広く社会に定着している保険契約について」「現代社会に合った適切なものとする」という今回の保険法の見直しの目的ならびに協同組合が行う共済の社会的役割とその規模から考えて、保険と共済に関する「定義規定」を設定することは不可欠であると考えます。

これまで協同組合が行う共済契約は、契約法上の規律は設けられていませんでした。日本生協連としても、協同組合が行う共済契約について法律上の規定を明確にすることは、必要な措置と考えます。

上記の趣旨を踏まえて、法律名を、たとえば「保険・共済契約法」とすることも、ぜひご検討いただきたいと思います。

（２）保険法の適用となる共済の範囲について

保険法の適用範囲に「共済」を含める場合、その適用対象となる「共済」の範囲についても明確に規定することが必要と考えます。

（理由）

共済には、各種協同組合法に基づくもの、農業災害補償法に基づくもの、地方自治法に基づくものおよび労働組合法に基づくものの他、いわゆる根拠法のない非営利・協同自治組織が行う共済など、さまざまな共済があります。保険法の適用範囲の検討にあたっては、公的保障制度の見直し等の中で高まっている「共済等」の社会的役割および社会が求めている相互扶助的な活動を支援する視点からも、それらの組織が行う共済が規制されることがないように、慎重な検討が必要であると考えます。

「補足説明」では、協同組合が行う共済と同様に、「契約として実質的に商法上の保険と変わらないもの（いわゆる根拠法のない共済等）」についても、契約法上の規律は設けられていないのが現状である」としています。試案では、保険法の適用対象に含めるものとしている「共済等」は、「契約として実質的に商法上の保険と同様のもの」とされていますが、保険法部会での議論ならびに「補足説明」を見る範囲では、労働組合法に基づく共済や非営利・協同自治組織が行う共済などが、保険法の適用対象になるのかどうかは明確になっていません。前項で触れた改正保険業法の例をふまえて、適用対象となる共済の範囲を明確にすることが必要と考えます。

3. 個別論点に対する意見

(1) 他人を被保険者とする死亡保険契約の「被保険者の同意」について

【試案 18 ページ、第 3 生命保険契約に関する事項、1 生命保険契約の成立、(2) 他人を被保険者とする死亡保険契約、ア 被保険者の同意】

「被保険者の同意」を必要とする適用範囲については、共済の現状と実務を踏まえて慎重に検討していただくことを要望します。

(理由)

保険契約者以外の他人を被保険者として死亡・傷害・疾病保険契約を締結する場合には、原則として「被保険者の同意」が必要とされています。

日本生協連が実施している共済では、被共済者の家族（同居の親、扶養または同居する子、配偶者）の死亡に対して共済金を支払う契約条項があります。このような契約が、検討されている「被保険者の同意」も適用範囲とされるのかどうか、定かではありませんが、仮に適用対象となり同意について厳格な適用が求められた場合、共済契約の締結時に、共済事故の対象となる家族全員の同意を得ることが困難な場合があります。また、契約後に、家族の構成等の変化が生じた場合にその家族の同意を得ることが困難な場合もあります。

したがって、「被保険者の同意」を必要とする適用範囲については、「補足説明」にもあるように、これらの現状と実務を踏まえて慎重に検討していただくことを要望します。

(2) (一定年齢未満の) 未成年者を被保険者とする死亡保険契約について

【試案 19 ページ、第 3 生命保険契約に関する事項、1 生命保険契約の成立、(2) 他人を被保険者とする死亡保険契約、(他人を被保険者とする死亡保険契約関係後注)】

日本の社会構造やこども保障の定着度を踏まえて、保険法には規律しないことが適当と考えます。

(理由)

未成年者を被保険者とする保険・共済の保障については、日本では大学進学率の向上や教育費の高騰による学資金の備蓄ニーズ等の高まりもあり、幅広く社会に普及し、受け入れられてきています。

また、保険契約者は、未成年者に対する保護者としての考え方・ニーズ等を考慮して保険金額を選択しており、その必要性および必要額は保険契約者の判断によって決定されるべきと考えます。「未成年者の命の価値」の上限を定める側面も持つこのような規制について、民事基本法である保険法としての法定化に馴染むとは考えられません。

諸外国の例は参考にはなるものの、日本の社会構造やこども保障の定着度を充分勘案の上、保険法には規律しないことが適当と考えます。

(3) 危険に関する告知 エ 解除の効果について

【試案 19 ページ、第 3 生命保険契約に関する事項、1 生命保険契約の成立、(3) 危険に関する告知】

告知義務違反による解除の規制に関しては、現行制度を維持する A 案が妥当と考えます。

(理由)

B 案のように重大な過失であっても保険金が支払われる可能性が出てくると、保険契約者

が正しく慎重に告知をしようとするインセンティブが失われる懸念があります。正しく告知が行われないと、結果的に保険料の増額に繋がり、正しく告知した保険契約者にとって不利益となります。

また、故意と重大な過失を明確に区別することは困難であることから、その取扱いについて紛争が生じるおそれもあります。

なお、保険金の減額により一部支払うことができるのは、引受条件を変更すれば引受可能範囲に収まるという限定的な事案のみであり、引受条件を変更しても引受可能範囲にないものについては、このような制度を導入しても救済されないこととなります。(例えば共済団体の生命共済では、そもそも引き受けられない疾病も多く、引受条件の変更による対応では、実効性が低いと思われます。)

加えて、現行制度では、不告知事実と因果関係がない場合には、重大な過失の場合だけではなく、故意の場合であっても保険金の支払を行っていることから、一定の救済措置も設けていると言えます。

従って、現行制度を維持するA案が妥当と考えます。

(4) 遺言による保険金受取人の変更について

【試案 22 ページ、第 3 生命保険契約に関する事項、2 生命保険契約の変動、(2) 保険金受取人の変更、ウ 遺言による保険金受取人の変更】

保険契約者に対し、現行保険者が採用している受取人の変更手続きに加えて、「遺言」という新たな選択肢を与える必要があるかについては、保険金支払の実務等を踏まえた慎重な検討が必要と考えます。

(理由)

遺言による受取人変更の制度を設けた場合、遺言という厳格な要式を必要とされることや、遺言という相続財産等に関する意思表示の形式を借りて受取人を変更できることになった場合、保険者は保険金支払時に遺言の有無やその内容についての確認が必要となり、速やかに保険金を支払うことが難しくなるケースが増加すると考えられます。また、受取人の地位が不安定となり、当事者間でのトラブルが増加すると懸念されます。

したがって、保険契約者の意思を尊重するという趣旨そのものを否定するものではありませんが、「遺言」という新たな選択肢を与える必要があるかについては、保険金支払の実務等を踏まえた慎重な検討が必要と考えます。

(5) 保険金の支払時期について

【試案 24 ページ、第三 3 生命保険契約に関する事項、3 保険事故の発生による保険給付、(2) 保険金の支払時期】

保険金の支払いについて期限の定めがないときの「必要な期間」、保険金の支払いについて期限の定めがある場合の「相当な期間」の設定については、保険者が適正な保険の支払いを行うための業務に直接関わる事項であり、契約者保護に関わる重要な事項であるので、慎重に検討を行っていただくことを要望します。

(理由)

保険金の支払いの請求があった場合に、保険者が保険事故、損害の有無および保険金額等の確認をし、あわせて免責事由の存否や危険に関する告知における契約の解除の可否等につ

いて確認をすることは、適正な保険金の支払いのための必須事項です。保険金はできるだけ速やかに支払うことが原則ですが、支払う条件をしっかりと整備することにより正確な支払いをすることも、保険者の基本的な機能で、契約者等保護にとっても最も重要なものであると考えます。

そうした基本的な考え方に沿って、保険金の支払いについて期限の定めがないときの「必要な期間」、保険金の支払いについて期限の定めがある場合の「相当な期間」の設定について、契約者等とのトラブルが生じないように慎重な検討が必要と考えます。

本文②について、「相当な期間」は保険金受取人が著しく不利益を被らない限りにおいて、保険契約の種類、保険事故の内容、さらには免責事由の内容等に照らして、柔軟な運用を行うことが保険契約者や保険金受取人等の利益になると考えます。硬直的な運用を行うことは本条文の趣旨に反して、保険者が迅速・正確・公正な保険金支払いを妨げる懸念があります。

本文③について、保険契約者等が保険者の確認を「故意に妨げ」ない場合においても、保険契約者や病院側の都合で調査に時間がかかるケースもあります。そのような場合において保険者が遅滞責任を負うことは、結果として保険契約者全体への負担を強いることとなりかねない点も十分配慮いただくよう要望します。

(注)

日本生活協同組合連合会（以下、「日本生協連」という。）は、消費生活協同組合法に基づいて設立され、購買生協、医療生協、共済生協、住宅生協などを会員生協とする生協横断的な全国連合会です。会員生協には、全国で2,350万人の人々が加入しており、日本生協連は日本最大の消費者組織です。生協は、組合員の生活に密着したさまざまな分野で事業を行うとともに、消費者の立場から食品の安全を確保するための取り組み、消費者の権利を確立するための取り組み、環境や福祉・子育てなどの活動を、消費者の自主的参加を大切にしながら勧めています。

また、組合員のくらしの安心を支えるために、厚生労働省の認可を得て共済事業を行っており、その加入者は600万人を超える規模となっています。